

私振第1111号

令和3年(2021年)3月25日

各奨学のための給付金申請者 様

熊本県総務部総務私学局私学振興課長

熊本県奨学のための給付金のオンライン学習に係る通信費及び上乗せ
支給の給付について(通知)

今年度に申請いただいた標記給付金について、下記のとおり上乗せ支給等を行うこととなりました。つきましては、別添交付決定・確定通知のとおり決定しましたので通知します。

記

- 上乗せ支給は新たな申請は不要となっています。別途募集しておりましたオンライン学習に係る通信費を申請された方は今回、同時に給付します。
- 今回の上乗せ支給の対象世帯は、今年度の支給を受けた住民税所得割非課税世帯及び家計急変世帯です。ただし、家計急変世帯で月割での支給を受けた世帯は今回の上乗せ支給分については年額の支払いとなります。

給付単価については以下の表のとおりとなります。なお、一部早期給付(4~6月分)のみを受給した世帯は今回の上乗せ支給は対象外となります。

世帯区分	上乗せ支給額 (新たな申請は不要です。)	オンライン学習に係る通信費 (申請いただいた方のみです。)
全日制等(第1子)	26,100円	10,000円
全日制等(第2子)・通信制	12,000円	又は 1,000円×給付月数

※ 生活保護世帯については、生活保護費(生業扶助)により実費支給されているため、対象外となります。

【お問い合わせ先】

熊本県総務部総務私学局私学振興課

TEL: 096-333-2064